

30ス参地第6号
平成31年1月9日

各都道府県スポーツ施設主管課長 殿
各指定都市スポーツ施設主管課長

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
増井国光

（印影印刷）

公立社会体育施設の個別施設計画策定について（通知）

平成30年12月25日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会が開催され、各省庁が所管するインフラの個別施設計画策定状況の結果が公表され、文部科学省所管施設の計画策定率が、他の施設の策定率に比べて低いことから、文部科学省大臣官房長より、別紙「個別施設計画の策定について」（平成31年1月8日30文科施第396号）のとおり通知されたところです。

なお、公立社会体育施設の計画策定率は14%であり、他の施設の策定率に比べて極めて低い状況です。

スポーツ庁は、これまで「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を作成するとともに、「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」を実施し、成果を情報提供するなど、計画策定に向けた取組を支援してきたところです。

個別施設計画は、公立社会体育施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減や予算の平準化など、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるため、各地方公共団体においてはガイドライン等を参考にして早期に計画を策定するようお願いします。

昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（骨太方針）では、「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援することとされています。

このことも踏まえ、スポーツ庁では、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、来年度以降の交付金事業の事業採択に当たって、個別施設計画の策定状況を勘案する予定です。また、2021年度からは、個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることを含めて検討しております。

都道府県におかれては、このことについて、域内の市区町村（指定都市を除く）に対しても周知し、適切に御指導いただくようお願いします。

【添付ファイル】

別紙「個別施設計画の策定について（通知）」（平成31年1月8日30文科施第396号）

【調査結果公表ホームページ】

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/

< 本件に関するお問合せ先 >

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設企画係

TEL 03-5253-4111（内線3773）

03-6734-3773（直通）

Mail stiiki@mext.go.jp